

従ひ奉仕るぞ、道てふ道の大道なれば、下が下まで、此大道を受持て、臣は臣として其君に忠やかなるべきこと、千世萬世に勤なきぞ浦安國の尊き御國柄なる、漢國の儒道にては君臣有義といふは、其國柄にしては相應べけれど、此方の大道より見れば、甚かたわにぞ見ゆめる。

〔釋日本紀開題〕弘仁私記序曰略○中清足姬天皇正○元負辰之時略○註親王舍及安麻呂等更撰此日本書紀三十卷并帝王系圖一卷略○中神胤皇裔指掌灼然中臣朝臣忌部宿禰等爲神胤也○慕化古風舉目明白

東漢西漢史及百濟氏等爲慕化高麗新羅及東部後部氏等爲古風也

〔古史徵一夏〕神胤皇裔慕化は通きえたれど、古風と言ふは、いまだ考へ得ず、

〔氏族考上〕この古風と云事は詳かならねど、類聚國史に、國栖隼人蝦夷などの類を風俗と云るが如き意にて、秦漢とはかはりて、自ら風俗の古樸なる由にて、古風とは云りしなるべし、

○按ズルニ、古風ハ古風ノ誤ナルベシ、三代實錄貞觀元年六月二十三日丁未、太政官渤海國ノ

中臺省ニ送ル牒ニ、扶桑崇浪、日域遐邦、欲占風風○占風二字原作古風、今據類聚國史、而挂席期限歲而寄音、泛々輕

舟竿、過凌雲之水、拳々方寸、彌增披霧之情云々トイヘル、以テ徵トスベシ、

姓氏初見

〔新撰姓氏錄序〕蓋聞天孫降襲、西化之時、神世伊開、書記靡傳、神武臨夏、東征之年、人物漸滋、梟帥間起、

洎乎神劔下授、靈鳥于飛、歸首星陣、群凶霧散、膺受明命、光宅中州、秦階平齊、海內清謐、既而謹德考功、

胙土命氏、國造縣主、始號於斯、

〔古史徵一夏〕文は春秋左氏傳に、天子因生以賜姓、胙之土而命之氏、と有に因て記されたるなり、

さて皇國にて、宇遲といひ加婆泥と云は、漢國にいはゆる姓氏とは甚く異にして、實は漢土に

いはゆる姓氏ともに、皇國のいはゆる宇遲なり、彼國には加婆泥は無れば、此語に填べき文字

なき故に、姑く姓字をも書來つれども、正字には非ず、故古くは尸字骨字などを書るものなり、

〔古史徵一夏〕國造縣主、始號於斯と有れど、此兩號などは、決めて神世よりの稱なるべく所思ゆ、